

決算特別委員会会議録（３）			
日 時	令和６年１０月 ２日（水）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ４時２９分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	中村（吉宏）委員長、横尾副委員長、新井田・酒井・平戸・松岩・ 下兼・高橋・小池各委員		
説 明 員	総務・総合政策・財政・産業港湾・教育各部長、消防長、 監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松岩委員、小池委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。小貫委員が酒井委員に、白濱委員が平戸委員に、橋本委員が新井田委員に、中鉢委員が松岩委員に、面野委員が高橋委員に、中村岩雄委員が小池委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、みらい、公明党、共産党、立憲・市民連合の順といたします。

自民党。

○松岩委員

◎消防職員の駐車場使用料について

消防職員の駐車場使用料についてであります。

今年度から、道職員である小・中学校の教職員については、通勤に使用している自家用車を学校敷地内に駐車する場合には、これまで徴収していた駐車料を取らないということになりました。

私はこの問題について、数年前から教職員から相談を受けて市教委と相談を重ねた結果、実現したことでしたので、教職員の皆様からお喜びの声を非常に伺っているところであります。そのとき、当然、市職員の駐車場使用についてもどういう状況になっているのか調べたところであります。

初めに、市全体の行政財産の目的外使用として、職員の駐車料金を徴収する理由、目的などを改めてお聞かせいただきたいと思います。

○（財政）佐藤主幹

市職員の市有施設構内に駐車する際の構内駐車場使用料につきましては、公有財産等の適正管理、職員の不公平感の是正、そして、財政再建の一環としまして、平成19年7月から消防職員も含めまして市全体で実施しているものであります。

○松岩委員

個人的には非常に意外に思ったのですが、本市では消防職員からも徴収しているということでした。

近隣他都市の例としまして、まず、お隣の札幌市消防局では、南消防署定山溪出張所だったり、石狩にヘリポートがあるそうなのですが、そういった遠隔地を除き、基本的には消防署の敷地内に自家用車の駐車そのものを認めていない、本庁勤務の一般の職員と同様の運用をしていると、なので、公共交通機関を利用するか、個人的に消防署の近くに駐車場を借りて通勤しているとなっているそうです。

一方で、北後志消防組合では、自家用車の通勤を認めていて、費用はかからないようにしているということでした。

これを踏まえて、まず、本市の消防職員についてはどのような料金体系になっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（消防）総務課長

消防職員の駐車料金の体系につきましては、利用を希望する職員の申請に基づき、自動車は1台につき1区画、自動二輪車は駐車場の空いているスペースでそれぞれ許可しております。

○松岩委員

毎月の自家用車駐車料金の徴収額と令和5年度の収入額、申請駐車区画件数についてもお聞かせください。

それから、この駐車場の利用料というのは、消防本部の職員は一律に徴収されているのか、何か例外や特例が認められている場合は、併せてそれもお聞かせいただきたいと思います。

○(消防)総務課長

毎月の自家用車の駐車料金の徴収額につきましては、小樽市公有財産規則では、自動車1台につき年額3万6,000円となっておりますので、月割りで3,000円となります。また、自動二輪車及び原動機付自転車については、1台につき年額1万8,000円となっておりますので、月割りで1,500円となっております。

令和5年度の収入額につきましては124万3,500円となっております。

申請駐車区画件数につきましては、34区画となっております。

また、消防職員の駐車料金の例外といたしましては、交代勤務職員が対象となるものがございます。小樽市職員等の市有施設における通勤用車両の駐車に関する要綱、第2条第3項の駐車許可申請についての規定では、交代勤務、その他の理由により、同一駐車区画において複数の者が交代に通勤用車両の駐車をしようとする場合、その旨を申請書に記載して、連名で第1項の規定による申請をすることができとなっておりますので、交代勤務の職員が複数人で自動車を駐車する1区画を使用するように許可しております。

○松岩委員

本来であれば1区画3,000円で年額3万6,000円だけれども、消防職員は交代勤務があるので、例えば2交代であれば、月3,000円は1,500円、1,500円で申請しているという答弁だったかと思います。

昨年度でいうと、この徴収した約124万円については、何に使用されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○(消防)総務課長

徴収した駐車料金につきましては、構内駐車使用料として、消耗品費や庁舎の修繕料に充当されております。

○松岩委員

それから、消防職員のそもそもの通勤方法について把握していればお示しいただきたいと思います。

○(消防)総務課長

令和6年8月末時点での消防職員247人の通勤方法についてお答えいたします。自家用車等が79人、公共交通機関が85人、徒歩が83人となっております。

○松岩委員

割合的には大体3分の1ずつ自家用車、公共交通機関、徒歩でいることが分かりました。

この消防の駐車場の使用料の徴収方法について、お聞かせいただきたいと思います。

○(消防)総務課長

徴収方法につきましては、許可した職員に納入通知書を送付し、金融機関で支払うこととなっております。

○松岩委員

消防職員の勤務体系だとか時間等についても、お聞かせいただきたいと思います。

○(消防)総務課長

消防職員の勤務体系、時間につきましては、小樽市消防職員の勤務時間等に関する訓令に規定されており、二つの勤務体系があります。

一つ目の勤務体系は毎日勤務で、勤務時間は午前8時50分から午後5時20分とされており、二つ目の勤務体系は交代勤務で、勤務時間は午前8時50分から翌日の午前8時50分とされています。

○松岩委員

過去3年間の消防職員の採用状況について、もし年度ごとに採用数や倍率、辞退の数などが分かれば、お示しください。

○（消防）総務課長

過去3年間の消防職員の採用状況につきましては、令和3年度は、申込者は61人、採用数は7人、倍率は8.7倍、辞退者は2人となっております。令和4年度は、申込者は160人、採用数は13人、倍率は12.3倍、辞退者は12名となっております。令和5年度は、申込者は200人、採用数は21人、倍率は9.5倍、辞退者は8人となっております。

○松岩委員

そもそもの通勤手当についてはどのような算定になっているのか、お聞かせください。

○（消防）総務課長

通勤手当の算定につきましては、自動車などを使用の場合は、使用距離に応じて2,000円から3万1,600円の額で支給しております。また、交通機関利用の場合は、1か月の運賃相当額について5万5,000円を限度として支給しております。

○松岩委員

もしかすると、公共交通機関を使ってくるというのが理想的なのかもしれませんが、現時点で自家用車の方が79名いらっしゃるということで、車の利用も3分の1ぐらいあることが分かりますし、そもそも消防職員というのは一般の職員と違って24時間勤務という勤務の特殊性がありますので、お疲れのところを公共交通機関で都合よくバスや電車があればいいのですけれども、ない方だったりすると、通勤に時間がかかったりする方もいらっしゃるのかと思います。

今年度から無償化された教職員については、自家用車の公用利用があり得るということだとか、道職員であるということを考慮して今回なくなったわけです。先ほど申し上げたとおり、消防職員というのは、同じ市の職員ではあるものの、変則的な勤務体系でありますし、札幌市と北後志消防組合の例を考えると駐車場がないわけではなくて、かといって非常に高いわけでもないの、民間の駐車場を借りることを考えれば非常に安いのですけれども、例えば、納付書を出しているということを考えると、その取りまとめに係る人件費や手続など事務の効率性を考えると、全体に対して124万円という金額ですから、私はこれを機に来年度以降、廃止してもいいのではないかと個人的には思うのです。

ただ、来年度以降のことを聞けない委員会ですので、今回、聞き方としては、消防職員の駐車場の利用率について、令和5年度の検討状況を聞いて、来年度以降のことを聞ける委員会での質問の一助にしたいと思いますので、令和5年度の検討状況をお示しいただきたいと思います。

○（財政）佐藤主幹

先ほど申し上げました駐車料金を導入する理由でありました公有財産を使用する場合の適正な使用料を頂くこと、あるいは職員の不公平感の是正といったことに関しましては、行財政改革を進める上で、市全体で継続して実施していかなければならないものであると認識しておりますので、廃止の検討というのは特に行ってございません。

○松岩委員

公有財産の利用の考え方だとか、不公平感という言葉もありましたけれども、仮に消防職員を無料にしたところでどういった不公平感があるのかとか、また、そもそも納入の際の手続についてどのぐらいの人件費といったらあれですけれども、事務費みたいなものがかかっているのかとかも、もう少し精査しなければいけないと思いますので、細かいことは別の委員会場で質問したいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○小池委員

◎生涯スポーツについて

私は、事務執行状況説明書の中から生涯スポーツについて質問をいたします。

まず、この記載されているスポーツ教室についてですが、市がスポーツ教室を行う目的についてお聞かせください。

○(教育)次長

スポーツ教室開催の目的ですが、市民を対象に健康、体力の保持増進を図り、運動の習慣化への動機づけを目的としております。

○小池委員

では、教育委員会が主催で行う教室と、総合体育館の指定管理者が独自で行う教室とはどのような違いがあるのか、お聞かせください。

○(教育)次長

教育委員会が主催で行う教室としましては、先ほど目的でも説明しましたが、運動の習慣化への動機づけということで、スポーツに関しては基礎的な体験をしていただいて、基礎的な部分を行っているという状況です。

また、指定管理者が独自で行う教室としましては、例えば体験した教室について、もう少し中級や上級といった専門的といいますか、もっと深いことを習うといいますか、そういうことで行っております。

○小池委員

では、令和5年度までの5年間の教室数の推移についてお聞かせください。

○(教育)次長

令和5年度からのスポーツ教室の推移としまして、水泳教室は除きますけれども、令和元年度の種目数は13種目、実施回数は54回、参加者数は702名、令和2年度は12種目、39回、392名、令和3年度は10種目、38回、360名、令和4年度は18種目、73回、751名、令和5年度は19種目、70回、597名となっております。

○小池委員

この間、コロナ禍もあったので、その部分は少し減っているのかと思いますが、過去5年間を見ても、毎年、同様の教室をやられているものもありますし、新たに増えた教室、または、なくなってしまった教室があると思います。

それぞれその理由は違うかもしれませんが、どのような理由で新たに増えたり、なくなったりしているのか、お聞かせください。

○(教育)次長

種目の増減につきましては、アンケート調査を実施しておりますので、そのアンケート調査を踏まえながら毎年、見直しを行っております。

人気の種目については継続して行い、人気がないといいますか、参加者数が少ない種目については入替え。また、各団体の講師等の都合によりできなくなる、高齢化等により教えることができなくなるといった授業については、廃止といいますか、違う種目に切り替えるということで対応しております。

○小池委員

それでは、どのように教室を決めているのかというのをお聞きしたいのですが、先日、私は卓球の市民大会を観覧させていただきました。人口減少、少子高齢化の理由も理解しますが、中学生までの女子選手がとても少なく驚きました。卓球に限らず、今はどのスポーツにおいても選手が足りない状況はあるのかと思いますが、どのスポーツにおいても、まずそのスポーツのきっかけをつくることとして教室における体験が重要であり、目的の一つであると思います。

生涯スポーツなので、子供から高齢者など様々な観点で教室を考える必要があると思いますが、令和5年度までどのようなことを考慮し、教室の種目、定数、実施時期、日数を決めているのか、お聞かせください。

○（教育）次長

先ほども御答弁しましたが、アンケート調査を基に、種目については参加した方からこういう種目をやりたいなどを聞いておりますので、それで新しい種目を決めたりしております。

また、定数、実施時期、日数等については、あくまでも市の教育委員会主催といいましても、スポーツ団体の方に指導をお願いしているものですから、その指導の方の行える範囲という形で日数などを調整して決めています。

○小池委員

先ほど言いましたけれども、卓球教室もあるのですが、こちらに関しては18歳以上の教室のようなのですが、18歳以下の教室は検討されていたのか、お聞かせください。

○（教育）次長

スポーツ教室に関しましては、各年代、小学生から高齢者の方までという種目もありますが、卓球教室については、昨年までは18歳以上という形で進めておりましたが、今年度は18歳以下を対象に行いたいということで検討はしておりました。

○小池委員

教育委員会主催の総合体育館におけるスポーツ教室は、指定管理者が企画、管理、運営もされているとお聞きしてはいたのですが、先ほど言いました仮に18歳以下の卓球教室が必要ではないかなどといったことを考えて取り入れるのは教育委員会なのか、それとも指定管理者なのか、実際に令和5年度までそういった協議はいつどのようになされていたのか、お聞かせください。

○（教育）次長

翌年度の種目等につきましては、例年、前年の10月ぐらいに総合体育館の団体使用に関する調整会議を行いまして、あらかじめそちらの方々の優先ではめまして、空いている日や時間帯を市教委と総合体育館の指定管理を行っている者が企画、提案し、両方協議して、各教室の講師とまた協議の上、決定しております。

○小池委員

しっかり協議されて決めているということが分かりました。

令和5年度は14の教室と、六つの水泳教室の記載がされていましたが、教室の数や内容に関しては、全体を通してどのような所見をお持ちなのか、お聞かせください。

○（教育）次長

スポーツ教室の目的でもあります、体力の維持、保持、増進を図り、運動の習慣化ということで、いろいろな種目を取り入れたいということで指定管理者と協議しながら行っております。各競技は御指導してくださる各団体の方々の協力がなければできないという状況になっており、また、各団体につきましても、平日の日中であれば指導する方もお仕事しているとか、夜間についても例えば、指導者の方の高齢化等により難しい状況になっているということで認識しております。

○小池委員

私としても、昨年まであった教室が今年なくなったりとか、令和5年度の中にはバスケットボール教室がないとか、いろいろな意見があると思うのですが、先ほど、そういったこともいろいろ協議されているとお聞きました。

次の質問も同じような質問にはなってしまうのですが、毎年、行われている教室においては、日数、時期について毎年、見直しされているのか、お聞かせください。

○（教育）次長

種目の見直しにつきましては、先ほども御答弁しましたが、アンケート調査を基に新しい種目を増やしたり、あとは指導する方々が、実際に指導していただけるかというのも十分協議しながら決定しているところであります。

○小池委員

今は教育委員会や指定管理者がしっかり考えていただいているということなのですが、市民がどのようなスポーツに興味があるのか、また、どのような教室を開いてほしいと思っているのかなど、令和5年度までにそのような調査を行ったことはあるのか、お聞かせください。

また、そのような市民の意見が反映されて教室が決まったことがあるのか、令和5年度までで結構ですので、お聞かせください。

○（教育）次長

例えば全市民的というような、大きなアンケート調査は実施しておりませんが、各スポーツ教室に参加していただいている方々には、開催してほしいスポーツの種目があればということでのアンケート調査をしておりますので、そういうことで今は把握しているという形になっております。

○小池委員

参加されている方からは、アンケートを取っているということだと思うのですが、そのアンケートについて質問させていただきます。

教室においては、参加された方にアンケートを取っているのを私も確認しておりますけれども、どのような内容なのか。また、全ての教室でアンケートを取っているのか、お聞かせください。

○（教育）次長

スポーツ教室のアンケートにつきましては、全ての種目においてアンケートを行っております。

アンケートの内容としましては、日常生活の運動、ウォーキングを含む運動を行っているか、1か月にどれぐらい行っているか。また、この開催した教室を何で知ったか、例えば、ホームページや広報おたるであつたりとか。あとは、教室を受講した理由と教室を担当した講師、実技指導の内容について分かりやすいかなども聞いております。あと、満足度も聞いております。先ほども説明しましたように、開催してほしいスポーツ教室の種目があればということについても聞いております。

○小池委員

トランポリン教室は、春、夏、冬季休業期間にそれぞれ2日間の日程で行っており、私も指導に入っているのですが、そのアンケートに関しては少し分かるのですが、教育委員会が実施するアンケートは指定管理者を通じて指導者団体に渡されております。

1日目の教室が終わった段階で、そのアンケート用紙を保護者にお渡しして、2日目に提出していただいております。本来であれば、2日間の教室なので、2日目が終わった後に感想を含めたアンケートをいただくことが望ましいと思うのですが、アンケートはまだ紙で行っているため回収ができなくなるということからそうされているのかと思いますけれども、このことについての所見をお聞かせください。

○（教育）次長

アンケートにつきましては、今御説明がありましたとおり実際に紙で行っておりまして、特にトランポリン教室については前日の帰りにお渡しして、次の日の朝に記載していただいております。これは、保護者が書く場合もあるでしょうし、子供たちが書く場合もあると思うのですが、なるべく時間などの有効ということで今はそういう形でやっております。

今後、例えば、紙媒体以外にも、例えばグーグルフォーム等の利用により、アンケートのQRコードを保護者や参加者にお渡しして、後日記入してもらうという方法も一つ検討しなければならないかと考えております。

○小池委員

トランポリン教室に関しては、恐らく子供が書くことはあまりなくて、その場で書いている人はなかなかいないので、1日目が終わった後に保護者の方が家で書かれているのではないかと考えていますが、先ほどおっしゃられたとおり、今はSNSとかも使えますので、そういった方法でアンケートを取っていただくことになればいいのかと思います。

トランポリン教室以外のアンケートの実施方法は、日程なども違うので、それぞれかと思えますけれども、同様に紙で行っているのか。また、そのアンケート結果はどのように協議されて教室に反映されているのか、お聞かせください。

○（教育）次長

アンケートにつきましては、全ての種目で行っておりますので、今は全ての種目を紙で行っております。

アンケートに書かれた内容につきましては、改善、要望の中で実施可能なものにつきましては、市教委と指定管理者の協議の上、すぐ取り入れるものについては取り入れている。例えば、ビブスを着用するであったり、2回開催があるとしても1回でもいいというふうに、今は柔軟な対応を取り入れるようにはしております。

○小池委員

アンケートを取っていることはすばらしいと思えますし、反映されているということで確認させていただきました。

各教室の回数と参加人数もこの事務執行状況説明書には書かれているのですが、各スポーツ教室の定員に対してどのくらい申込みがあるのか。令和5年度で構いませんので、定員数に対する応募者数の割合についてお聞かせください。

○（教育）次長

スポーツ教室の令和5年度の定員数と応募者数の割合ですが、定員が362人に対して、応募者数が251人で69.3%という形になっております。

○小池委員

応募されたからといって、当日に絶対に来るとは限らなくて急遽休む方などもいらっしゃるのので、応募者数イコール参加者数ではないということは私も理解しております。なので、参加者数はそれより少し減るのかと思っています。

各教室によって定員は違うかと思えますけれども、1回当たりの参加者数が数名の教室もあります。できるだけ定員に達するための取組をされているかと思いますがどのように周知されているのか。また、各スポーツ教室は子供から高齢者までそれぞれ対象が違うかと思えますので、周知方法にも違いがあるのか、お聞かせください。

○（教育）次長

周知方法になりますが、主体としては市教委が行っておりまして、市教委としては市の広報おたるやホームページ、また、生涯スポーツ課で行っておりますフェイスブックやインスタグラム等で募集をかけております。

また、指定管理者でも独自でホームページを持っていますので、そちらでの周知と、館内への掲示ということで

の周知も行っているところです。

あと、年代に応じてといいますか、それについては一律同じで、子供向けについても同じ形での周知という形にとどまっております。

○小池委員

ちなみに、小・中学生が対象だったら、学校でチラシを配ってもらうといったことはされていないのでしょうか。

○（教育）次長

現在、学校でそういう形で、個別にこの種目について、いつにあるという周知は行っておりません。

○小池委員

では、申込期間についてお聞きいたしますけれども、多くは20日程度に設定されているのかと思うのですが、20日程度にされている理由についてお聞かせください。

○（教育）次長

実際の種目の実施時期から逆算しまして、準備に1週間弱かかりますので、それ以前の約3週間を募集期間ということで基本的に考えて、広報おたるやホームページ等で周知しております。

○小池委員

先ほど定員に対する応募者数などをお聞かせいただきまして、もちろん定員まではいってなくて69.3%ということなので、これより参加者数は少し減るのかと思うのですが、申込期間が短いために定員に達していないと考えることはできるのでしょうか。

○（教育）次長

申込期間が短いという話なのですが、1年間の予定は4月に立てるのですが、実際の開催日が確定するのが申込み開始のぎりぎりになる教室も結構あるものですから、申込みを少し前倒しして長くというのはなかなか難しいかと考えておりますし、以前に申込期間を長くしてやったこともあります。長くすることによって参加者が増えるなどということはなかったものですから、今の3週間程度という形で落ち着いております。

○小池委員

できる限り定員数に達するように周知の仕方や募集期間だったりを今後できる限り増やしていただきたいと思っております。

そこで、各教室を指導されている団体への費用についてですけれども、どのように設定されているのか、お聞かせください。教室の内容や参加者数によって違うものもあれば、理由も含めてお聞かせください。

○（教育）次長

各団体への謝金といいますか費用につきましては、一律1団体幾らという形で決めておりまして、今は、総合体育館の指定管理を行っている団体が指定して金額を決めております。

○小池委員

以前、一般質問で私が子供のスポーツ環境について質問したときにお伝えさせていただいたのですが、トランポリン教室に参加された子供の保護者から、とても楽しくて、今後、習いたいのですが、どこで習えばいいですかとお聞きされまして、残念ながら小学生がトランポリンだけを習うところは本市にはないのが現状でありまして、ありませんとお断りさせていただきました。トランポリンを体験し、習いたいと思ってくれたことこそが、体を動かす楽しさなどスポーツに関心を持ていただいたという、この教室の目的にも当てはまるのかと思っております。

そういった方に対して、どこかのクラブを紹介するなど、その後につながるような取組についての所見と、令和5年度までそのような取組をされていたのか、されていないのであれば、その理由をお聞かせください。

○（教育）次長

先ほどトランポリンの話をしました、トランポリンについては競技人口もなかなか少ないということで、その上のスクールのものはないかと思うのですが、例えば、それをやることによって、トランポリンなので跳ねたりとか回ったりというのはあると思うのですが、それによって、例えば、体操に興味を持つとか、足腰が強くなれば陸上をやるとか、ほかの競技というのは考えられるかと思っています。

また、生涯スポーツ課としましては、指導していただいている各団体には、例えば、自分の教室や少年団などに児童・生徒が継続してやりたいということであれば、どんどんPRしてほしいということを伝える形で今はやっております。

○小池委員

令和5年度事務執行状況説明書の123ページの「6 体育関係団体の育成」ですが、総会等が書かれております。総会等を行うことが必ずしも育成とは結びつかないのではないかと思いますけれども、この記載についてどういった意味なのか、お聞かせください。

○（教育）次長

体育関係団体の育成と記載しておりますのは、スポーツの普及とスポーツ団体の育成などに努めることによって、スポーツ振興というのをやっていきたいということで書いてはいるのですが、今は、小樽スポーツ協会という形で書いておりますが、以前まではこの項目に、ジュニアスポーツの関係も記載していた経緯があります。

この記載方法について少し分かりにくいということは、今回、改めて確認して、私もそう思いましたので、改善というか、次年度以降は違う記載方法というのを検討したいと考えております。

○平戸委員

◎交通災害遺児奨学資金基金について

私から、交通災害遺児奨学資金基金について質問していきます。

こちらの基金は、令和5年度末残高が3,500万円程度となっておりますが、1年間に基金から支出される額が少ないものの、毎年額の違いはあれども一定額以上の御寄附を頂いている状況にあるものと承知しています。このままでは基金残高がどんどん増していき、寄附者の交通災害で遺児となった子供たちを支援したいという気持ちが、実際の支援に反映されにくくなるのではないかという疑念を私は抱いています。

まず、昭和52年に本基金が設置された際に、基金の目的は交通災害遺児高校進学時の学資金とするとしています。この高校進学という文言によって、非常に基金の活用が妨げられているように思います。当時の大学進学率は、おおよそ38%だったとのこと。対して、2023年の大学進学率は、おおよそ58%と20ポイントも増加しています。昭和52年当時は大学に進学しない方が6割を超えていたこともあり、寄附金の使い道、支援の対象としては高校進学時に限定したのではないかと感じました。当然、基金の残高も決して今のような3,000万円を超えるような状況ではなかったはずで、なおさら継続的な支援をしたいという意味では、給付対象を高校進学時と限定したことが理解できます。

その設置当時、昭和52年から基金の目的については変わっていないということでもいいのか、お示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

本基金は、交通事故により生計の中心となった者を失った高等学校に在学する者に対して学資金を支給することによって、健全な育成を助長することを目的としておりまして、設立当初から変更はしておりません。

○平戸委員

そういう設置当初の目的はあったと思うのですが、基金の残高がそれ以降どんどん増えていっている状況であったり、大学進学率などの社会の変化にはこれまで対応はできていないのかという感想を私は持っています。

続いて、令和5年度の寄附件数と総寄附額についてお示ください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

本基金に対する寄附件数は12件で、寄附額は12万円となっております。

○平戸委員

12件、12万円ということで、私も継続的に御寄附を頂いている方がいるということも承知しておりまして、本当にありがたいという気持ちでいます。

次に、令和5年度の給付件数と総給付額についてお示ください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

給付件数は1件で、給付額は15万円となっております。

○平戸委員

お一人ということで、これまでの推移を見ても毎年1人だったり2人だったり3人だったり、結構少ない数字がずっと続いているということは、以前お伺いいたしました。

こちらに関して過去の答弁では、全国的に交通事故が減少しており、給付対象と総給付額が少なくなっているために給付額などを見直す必要性を認識している、他都市の状況も研究してまいりたいというお話を伺ってありました。他都市の交通災害遺児への支援状況を見ていくと、一例ですが、京都府では小学生から高校生までに毎年給付を行っているようで、その額は乳幼児では年額1万1,000円、そこから段階的に上がっていき、高校生は年額6万4,000円の給付を受けられるとのことでした。

市では、先ほども言ったように、ありがたいことに基金残高が3,500万円ほどある中で、支給対象となる方は、年によって1人であったり3人であったりと非常に少ない人数という状況とのことですので、給付額の増額など、交通災害遺児となられた方への支援を強化すべきだと私は思っています。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○新井田委員

◎移住について

私からは、移住について伺ってきたいと思います。

まず、移住推進関係経費についてお伺いいたします。

昨年の決算特別委員会でも移住について質問させていただきましたが、令和5年度決算での移住推進関係経費の予算額、決算額と内訳、また、各事業内訳の内容をお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

移住促進事業経費の事業内容、予算額、決算額につきましては、小樽市の情報発信、潜在的な移住者の掘り起こし、個々の相談に対応する経費としまして、予算額87万1,000円を計上しております。決算額は75万8,999円となっております。

○新井田委員

では、移住促進事業について伺ってきたいと思います。こちらは移住情報サイト「笑になるおたる」による小樽市の情報発信というのもあったかと思うのですが、どんな情報発信のPRを行いましたでしょうか、お聞

かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

移住情報サイト「笑になるおたる」というものですが、小樽市が提供する移住専用のサイトでございます。小樽市の魅力や移住のメリットを紹介し、移住希望者に対して生活情報、サポートを提供しております。

具体的に掲載している内容としましては、求人情報、住宅情報、子育て・移住の経験談、補助金のサポート情報、Q&Aなどを掲載しております。

○新井田委員

このサイトを見れば、移住については分かるということが分かりました。

では、このサイトの更新頻度、また、更新に係る費用について分かればお示しください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

サイトの更新頻度、費用ということでございますけれども、更新は、必要な情報があれば随時掲載している状況です。

更新の費用ですが、サイト保守管理費用の委託料として決算額22万6,600円を支払っております。

○新井田委員

それでは、首都圏への移住フェアの出展もこの移住促進事業経費の中で取り組んでおられるかと思えますけれども、本市が売り込む場としてとても大切な取組だと思います。

これは、具体的にはどういったものでしょうか。参加に際して、かかった費用などもお示しください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

移住フェアの内容、経費でございます。

令和5年度には1回実施しております一般社団法人北海道移住交流促進協議会という北海道の市町村が加盟する団体ですが、小樽市も参画しております。

この協議会主催の移住フェアということで、令和6年6月11日に東京都立産業貿易センターにおきまして実施しておりまして、小樽市としてもブース出展をしております。本市2名の職員と小樽商工会議所の職員らと一緒に参加しております。

かかった経費でございますが、ブースの出展料30万6,000円のほか、職員2名の旅費12万9,500円、宅急便で送ったりと荷物の運搬などを合わせて合計で43万9,306円の決算額となっております。

○新井田委員

この出展に際して、小樽商工会議所とも連携を取りながら出展しているということも分かりました。

令和4年度では、移住フェアは実績として2回とあったと思うのですがけれども、令和5年度では1回となっております。この回数が減った理由があれば、お聞かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

令和4年度に2回フェアに参加していて、令和5年度は1回だったという理由でございますが、先ほど申し上げました一般社団法人北海道移住交流促進協議会の主催で行っているフェアのほかに、令和4年度は北海道さっぽろ圏移住フェアということで、さっぽろ連携中枢都市圏の主催で、札幌圏の12市町村が合同で参加しているものでございます。それが令和5年度は不参加ということでございます。

この理由につきましては、別のイベントである移住者ミーティングと日程が重なってしまったということもありまして、不参加とさせていただいた経緯でございます。

○新井田委員

それでは、移住に関してのイベントの情報というのは、定期的に国とか北海道、また主催団体からお知らせですか、また、本市で何かいろいろ調べて情報を得たりしているようなものなのでしょうか、その辺をお聞かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

フェアなどのイベントの情報の取得の方法でございますが、今、委員がおっしゃいましたとおり、国や北海道などの関係機関や関連団体から、いろいろな情報提供ということではいただいております。

そこに出展していくかどうかという判断でございますが、予算もございますので、費用対効果を考慮しまして、出展するフェアを選択しているという状況でございます。

○新井田委員

様々な情報がある中で、しっかり厳選しているということが分かりました。移住者にとっても、本市にとっても、やはり移住していただくというところで選んでいくというのが大事だと思います。

ちなみに、令和4年度と令和5年度の決算額が同じぐらいなのですが、先ほど移住フェアの出展回数は2回と1回という違いもあったので、この部分で金額の差というのが出てくるのかと思ったのですが、その辺の部分をお聞かせいただければと思います。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

1回なのに経費が下がっていないという御指摘かと思います。

この理由につきましては、ブースの出展料がそもそも上がっているということがあります。それに加えて、令和4年度に実際に行いました札幌圏の移住フェアにつきましては、オンライン開催ということがありましたので、実質的に費用がかからなかったということでございます。

○新井田委員

オンラインとか、やはりブースの出展料の値上がりというか、価格の部分もあるということが分かりました。

令和4年度で東京出展とオンラインで各1回参加されていて、令和5年度では首都圏での出展ということでしたが、実際にこのブースに来られて移住相談を受けた方の人数ですとか相談内容など、また、令和4年度との違いもあれば含めてお示ください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

フェアの相談件数でございますけれども、35件、45名から御相談がありました。

実際の相談内容といたしましては、仕事探し、市内での生活全般、住まい探しという相談が多い傾向となっております、これにつきましては令和4年度と同様の傾向であるということでございます。

○新井田委員

やはり令和4年度と同様、まずは仕事、そして生活という部分がウエートを占めているというところは分かりました。

では、移住フェアで御相談いただいた方への、その後のアプローチという部分は以前にお聞きもしておりましたけれども、相談後のアンケート回答をいただいたりですとか、その点も変わらずに、可能な限り相談者とその後の接点というのはつなげているのか、お聞かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

フェア後のアプローチという御質問でございます。

移住相談を受けました後にアンケートをお願いしております。その際に、情報提供を希望される方にはメールや郵送などで移住関連のイベントなどの開催の案内をしておりますほか、移住情報サイト、インターネット、SNSとも連携しておりますので、そういうものを御覧くださいということで御案内しているところです。

○新井田委員

しっかり御案内をされているということが分かりました。

では、そういった案内に対しての反応というのはあるものなのでしょうか、お聞かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

具体的に、郵送なりメールを送られた方、全員から回答が来るかというところ、そういったことでもございません。目立った反応はないのかなと。ただ、アフターフォローとしては必要な取組だと思っておりますし、令和5年度で申し上げますと、フェアの参加者で実際に2名が移住につながったという例もございますので、こうしたアフターフォローといえますか、そういった必要な対応はしてまいりたいと考えております。

○新井田委員

やはり、その後のアプローチの大事さというところで、少し結果にもつながっているということが分かりました。

この移住促進事業経費という部分で、大きく分けて二つの取組の合計として今回、決算額75万8,999円ということでしょうか。それぞれ内訳が分かれば、お聞かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

委員のおっしゃるとおりでございます。内訳ということでございますが、合計の決算額が75万8,999円ということで、先ほど申し上げましたフェアの金額が43万9,306円、サイトの保守料が22万6,600円、このほかに一般社団法人北海道移住交流促進協議会の負担金5万円など、その他事務経費はありますが、そういったホームページの更新、フェアに係る経費が主たるものであります。

○新井田委員

次に、移住支援事業費についてお聞きさせていただきたいと思います。

こちらの予算額、決算額、あと、主な業務内容をお聞かせいただければと思います。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

移住支援事業の内容でございます。

これは、東京23区に在住または通勤されている方が、小樽市に移住し対象の法人に就業した方などに、単身者であれば60万円、世帯には100万円の移住支援金を支給するものでございます。また、世帯の中に18歳未満の世帯員を帯同した場合には、1人につき100万円を加算すると、5年以上継続して居住するというのが条件になっております。

これの予算額でございますが、予算・決算同額で400万円ということになっております。

○新井田委員

こちらの事業は北海道との共同事業となっているのですが、北海道との共同はどのような部分か、お聞かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

北海道との共同ということでございますが、この事業が北海道と市町村が共同して実施しております北海道U I Jターン新規就業支援事業実施要領に基づいて実施しているものでございます。

北海道の連携、関わりということでございますが、北海道も予算を持っておりますので、申請の中身をチェックしていただいたり、他市町村と申請の中身、対象者がきちんと合っているかどうかなどの整合、また、対象の企業は北海道で管理していただいておりますので、こういった北海道と共同連携して作業していただいているということでございます。

○新井田委員

それでは、これは国とか北海道の補助金もあるかと思うのですが、その補助割合をお聞かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

補助金の負担割合ということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、北海道と市町村が共同して実施する北海道U I Jターン新規就業支援事業実施要領に基づいて実施しているものでございます。国のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生タイプということ

で、国の交付金も活用している事業でございます。

負担割合は、国が2分の1、北海道が4分の1、本市が4分の1となっております。

○新井田委員

では、本市に寄せられた移住に関する令和5年度の相談件数と実際に移住した人数をお示してください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

移住の相談件数、それから実際に移住して来られた方の実績ということでございますけれども、令和5年度は135件の相談、それから実際に移住された方、これは市で把握している者ということでございますけれども、32世帯56人となっております。

○新井田委員

それでは、令和5年度に本市に移住をされた方の移住前の居住地というのを分かればお示してください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

移住された方の前の居住地ということでございます。

東京圏が13世帯20人、札幌市が10世帯15人、札幌市以外の道内から来られた方が5世帯14人、その他の地域が4世帯7名となっております。

○新井田委員

様々なところから来ていらっしゃるということが分かりました。

移住支援金事業の上限というのは何かありますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

移住支援金に係る上限ということでございますが、上限はございます。これは小樽市にも予算の枠がございますし、北海道にも枠があるということでございますので、枠以上に申請があった場合については、もらえないということもありますでしょうし、場合によっては次年度に申請いただくというような運用をしているということでございます。

○新井田委員

やはり、限りのある中で運用しているということが分かりました。

先ほど北海道との共同の部分もお伺いしたところで質問が飛ぶことにはなってしまうのですが、令和5年度では400万円が事業費として計上されておりますが、移住支援金を利用された方、内訳などが分かればお聞かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

移住支援金の決算額400万円の内訳でございます。

令和5年度につきましては、合計で6件。単身で60万円の方が5件、それから世帯の100万円が1件ということで、合計400万円という決算額でございます。

○新井田委員

令和5年度は6件で400万円ということで、利用される方が令和4年度よりも増えているということで、移住も増えているという結果につながっているということが分かりました。

それでは、東京圏ではないところからの移住者への支援は、令和5年度ではどのような支援がありましたでしょうか。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

東京都以外からの移住者への支援メニューでございますが、移住・定住促進住宅取得費等補助金がございます。

○新井田委員

それでは、移住・定住促進住宅取得費等補助金について伺わせていただきます。

こちらの事業で、令和5年度で実際に活用された実績、件数、それぞれの金額も分かればお示しください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

こちらの補助金の決算額でございます。

全体の件数は3件で、決算額は175万円となっております。

○新井田委員

こちらは予算額220万円に対して決算額175万円となっておりますけれども、当初の予算で見込んでいた件数というのはあったのでしょうか、お聞かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

こちらの移住・定住促進住宅取得費等補助金につきましては、令和5年度当初の予算額は300万円で、5件を想定しておりました。

実際は3件だった原因でございますが、先ほど少し申し上げました移住支援金につきましては、令和5年度当初予算で320万円ということで、こちらは3件と見込んでいたものでございます。実際に、結果として6件の申請ということで400万円の決算額ということになったわけでございます。こちらは同じ事業費として総務費の総務管理費の、目と言えば企画費というところの中に同じ事業がございましたものですから、その中で80万円、足りなくなった分を移住・定住促進住宅取得費等補助金から移住支援金に流用措置をして対応したものでございます。

○新井田委員

しっかり移住の方に有効なと言ったらあれですけれども、そういった予算の振り分けということをされているところが分かりました。

こちらの実績としては令和4年度で2件、令和5年度で3件となっております。要件が結構、細かいと個人的に感じたのですが、実際にそういった声というのはありますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

要件が細か過ぎるという御意見でございます。こちらの補助要件としまして、既に小樽市に住んでいる御家族がいる、祖父母がいらっしゃるところに親子で移住してくるという三世代同居・近居を始める方への支援金ということでございます。

要件が細か過ぎるということでございますが、この事業の経過、経緯につきまして少し御説明させていただきたいと思います。この支援事業ですが、令和2年度に創設したものでございます。当時の国立大学法人小樽商科大学との共同研究から、持家の方の転出志向が低いこと、また、家賃支援では支援がなくなった場合の転出の可能性があること、空き家の利活用を図りたいといったことから、中古住宅の購入及びリフォーム補助ということにいたしました。

そのほかにも、父母、祖父母世代と同居・近居の場合というのは、統計的にも出生率が高い傾向があるということで、三世代同居・近居ということで、要件としては非常に厳しい、狭いところになってしまうこと、御指摘のとおりにかもしれませんが、UIJターンの支援の、先ほどの移住支援金のさらなる後押しとしまして、その対象者を限定したわけでございます。これは限られた予算の中での事業ということで、御理解いただきたいと存じます。

○新井田委員

この事業を開始するに当たって、いろいろと検討された結果ということが分かりました。

こちらの事業については、周知などのお知らせはどのように行われておりますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

周知方法でございます。移住情報サイト「笑になるおたる」の情報発信、それから市のホームページの情報発信のほか、チラシの作成、移住パンフレットなどにもこの情報を掲載し、周知を図っているところでございます。

○新井田委員

しっかり周知もされているというところで、先ほどお聞きしました令和5年度の移住相談件数が135件となっており、過去の年度を見ていくと、徐々に相談される方も増えていると思います。こういった御相談内容があるのか。令和4年度と比べて相談内容等に変化もあれば、それも併せてお示してください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

移住相談の内容でございます。一番多いのは補助金、支援制度ということでございます。次いで、仕事探し、住宅探しなどとなっております。この傾向は令和4年度と同様の傾向でございます。

○新井田委員

それでは、令和5年度で移住されたこの32件、56名の方は、こういった方々が移住されて来られたのか、この年齢層ですとか家族構成、分かれば移住目的もお示してください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

移住実績の年齢層、家族構成、移住目的ということでございます。

年齢層につきましては、56人の中身を拾いましたところ、20歳以下が10人、20歳代が10人、30歳代が9人、40歳代が6人、50歳代が11人、60歳代が7人、80歳代が3人ということで、ばらつきがあるのかと思っております。やはり、子育て世代が中心になっている傾向もあるかと考えております。

それから、家族構成でございますが、単身が17世帯、夫婦のみが8世帯、親子が7世帯という内訳となっております。

また、移住目的までは把握していないという状況でございます。

○新井田委員

やはり、世帯の方もいらっしゃるので、幅広く来ていただいているということが分かりました。

以前、相談件数を伺った際に、コロナ禍前から復調してきており、令和5年度も相談件数が増えてきていると、相談内容から移住に対して、皆さん、どういう思いで移住の相談に来られていると見受けられるのか、お答えできればお聞かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

移住者の傾向ということでございますが、やはり、コロナ禍が明けて移住といった動きは活発化しているということかと考えておりますし、また、移住支援金制度も定着してきているのかと考えております。

先日、移住者ミーティングを行ったときにも、移住支援金が移住の決め手になったということがございましたので、支援金についても移住のきっかけにはなっているのかと考えております。

○新井田委員

先ほどもお聞きしましたがけれども、令和5年度で移住者が今までよりも増えてきて、各移住の取組としては、やはりよき方向で進んでいる、結果も少しずつ出てきているということが感じられました。

その点、成果といいますか、令和5年度における移住の各事業について、結果をどのように捉えておりますでしょうか。また、その効果はどのように表れていると思いますでしょうか、所感をお聞かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

移住支援に係る各事業の結果と、その効果をどのように考えているかということでございます。今、実際に事業をやっております、やっていない場合と比較しておりませんので、効果がどれだけあるかというのは非常に難しいところでございますが、今、小樽市の人口動態を見ますと、社会動態、社会減には歯止めが一定程度かかっているという状況がございますので、そういったことからすれば一定の効果があると考えております。

○新井田委員

各事業について、やはり、継続していくことによって少しずつ結果というところも出てきているのではないかと

いうことを個人的に思っております。とはいえ、精査や見直しも大事になってくると思います。今、伺った中で、一つ大きな問題としては、令和4年度でも令和5年度でもあった移住者のその後のフォローについても、きっとこれから大事な課題としてなってくるのではないかと捉えております。私もこの移住に関しても、またしっかり研究してまいりたいと思います。

◎人口戦略推進事業費について

次に、人口戦略推進事業費について伺っていきます。

こちらは、どのような事業内容、また予算額、決算額でしょうか、お示してください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

人口戦略推進事業費でございますけれども、大きく三つの事業を行っております。

まず一つは、小樽商工会議所に設置しております、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターの運営経費ということで、予算決算同額で350万円の委託料でございます。

それから、移住者ミーティング、移住体験ツアーという事業を実施しております。当初予算350万円に對しまして、決算額334万3,000円でございます。

それから、保育園留学ということで、済生会小樽病院の発達支援事業所と一緒に連携している事業でございますが、予算額、決算額同額で550万円ということでございます。

○新井田委員

令和4年度にウィズコロナ移住促進事業がありまして、事業内容というのが少し似ていた部分がありました。この令和5年度で、人口戦略推進事業費として、新たな取組も取り込んで事業費として進めてきたものでしょうか、その辺をお聞かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

事業名の関係でございます。コロナ禍からの回復という位置づけ、新型コロナウイルス感染症対策に合致することから、交付金を活用した事業としておりましたが、令和5年度からは、この事業の目的、趣旨により合致している、事業内容が明確となるようにということで、人口戦略推進事業費ということにしております。

○新井田委員

まず、オンライン移住体験ツアーについて伺っていきます。

こちらは、具体的にどのように行われておりましたでしょうか。参加人数や開催頻度、また令和4年度との違いがありましたら、併せてお示してください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

オンライン移住体験ツアーでございますが、参加人数は12組、10月28日にZ o o mにおいて開催しております。

令和4年度との変更点ということでございますが、オンライン移住体験ツアーの実施目的としまして、小樽市の暮らしの魅力に触れて移住後の生活をイメージしてもらうとともに、先輩移住者との交流により移住後の小樽市での生活に対する不安を軽減し、移住を具体的に検討してもらうことを目的に開催しているということで、令和4年度までは、実際に小樽市での生活に対する不安ということで、雪かきですとか、冬の生活ということをメインでやっていたということでございますが、令和5年度はそういったことよりも、保健所でやっている「にこにこ」という事業ですとか、奥沢保育所、さくら幼稚園などで動画を撮って、実際の様子を見てもらう。それから、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターも紹介したりということで、そういった点は令和4年度と違っている点になると考えております。

○新井田委員

具体的にこの小樽市に住んだときのイメージを、冬の小樽市もそのままお伝えしていると、また子育て環境もしっかりお伝えしているということで分かりました。また、やはり遠くに住んでいる方でも、この小樽市を知っても

らえるということで、いい取組だと思います。

参加者の方の地域というのは、どういうところから参加していただいているか、分かればお示してください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

オンライン体験ツアーの参加者、先ほど申し上げた12組ですが、東京都、大阪府など12組全てが道外からの参加となっております。

○新井田委員

やはり道外からしっかりと、この小樽市を知ってもらえている取組と感じました。

また、この本市の仕事や子育てについて知ることができると思いますけれども、先輩移住者へも直接、質問できるコーナーもあるようで、そういった部分でこういった質問や御意見、また、オンライン移住体験ツアーの中で得た参加者からの貴重な御意見や考え方というのは、しっかりこの移住関係事業に生かされておりますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

参加者からの御意見というのは様々ありますけれども、我々もそういった具体的に御意見を伺う非常に貴重な機会でございます。小樽市に住んでいれば、雪が降っている当然のことが、道外の人だとそういうのが当然ではないといったいろいろな気づきがございます。

そういう中で、より必要な情報というのがどこにあるのかを考えながら、ホームページやいろいろな媒体の中でこういった意見を生かして、周知活動などにも取り組んでまいりたいと考えております。

○新井田委員

しっかり生かされているということで分かりました。

次に、移住者ミーティングについて伺ってまいります。

こちらはどのような事業内容で、参加人数、また開催頻度、令和4年度との違いがありましたら併せてお示ください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

移住者ミーティングでございます。移住者同士の横のつながりなどを目的としておりまして、実際、市内のカフェで実施しております。本年1月20日の参加者は10名となっております。

○新井田委員

この移住者ミーティングでは、どのような意見などがありましたでしょうか、お聞かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

移住者ミーティングでの御意見でございますが、移住者同士でいろいろ交流したりする場所ということで、自分が知らなかった小樽市で新たなこんな場所があることを知ったりという機会があつてよかったという御意見。それから、やはりこういう横のつながりといいますか、なかなか友達だったり、知人をつくる機会がないので、こういった機会をより多くつくってほしいなどの意見もございました。

○新井田委員

情報交換の場としても大事だということが分かりました。令和4年度では9名の参加、令和5年度では10名の参加とありましたが、移住してから、その土地での人とのつながりが重要であるということが分かりました。なおさらこの移住者ミーティングというのが重要な取組であり、こういった機会から知り合って移住者同士がつながっていくというところで、定住にもつながっていくのではないかと感じました。

やはり、この移住というのが、いかに重大な決断であるかということが分かりましたが、移住した先のつながりというこの大事さ、実際に移住された方がどういう反応を示したり、移住してどう感じているか、また、移住後のアフターフォローの仕組みとしては、この移住者ミーティング以外には何かありますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

移住後のアフターフォローの取組ということでございます。小樽商工会議所に設置しておりますワンストップ窓口おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターでも継続的に伴走支援などをしておりますし、ひと旗通信という情報誌といいますか、定期的に発行して皆さんに届けているということがございます。

○新井田委員

それでは、この移住の相談窓口として、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターも設けておりますけれども、私自身もこのワンストップで進められる場所としても、また、ホームページ自体も見やすくてよいと感じておりました。

以前の答弁において、このサポートセンターにおける役割とか移住の際の相談のみではなく、移住後のフォロー、また起業された方について伴走の支援もしていきたいとおっしゃっておりまして、今もその部分で取り組んでおられるということで分かりました。

この事業の中で、市内発達支援事業所や宿泊施設などと連携した親子ワーケーションの実施も新たな取組として令和5年度から始まっておりますが、この移住に関しての一つの受皿として少しずつ整えて、選ばれるまち、また、住みやすいまちとしての幅としても広がっていくのではないかと感じます。

実際に参加された方や、この事業に対しての周囲の反応などがありましたら、お聞かせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

保育園留学ということの事業の参加者、それから周囲の方からの事業に対してどんな反応、意見があるかということでございます。

この保育園留学というのは、済生会小樽病院の発達支援事業所「きっずてらす」と連携した取組をさせていただいております。令和5年度から開始した事業でございます。発達が気になる子供を対象として、発達支援事業所「きっずてらす」に通いながら、一、二週間の暮らしの体験を小樽市でしていただくと。御家族は1棟貸しのヴィラで滞在ができて、働きながら、リモートワークなどの環境も整っているということで、小樽市の関係人口創出につながる一つの取組ということで実施を開始した事業でございます。

実際に、令和5年度は1組の実施しかなかったということでございますが、その方からの御意見としては、こういう取組があって非常によかったという御意見をいただいております。

その周囲の方ということでございますが、事業が始まったばかりで、周知も課題というところはございますが、例えば、首都圏で発達支援事業所を運営されている方が実際に見に来られて、こういうものは非常にいい取組だからどんどん継続していきたい、いろいろな周知にも協力したいという御意見もいただいておりますし、行政視察の中でも、こういった保育園留学の取組を主題として視察に来られる他都市の議員などもおりまして、非常にニッチなというか、狭い対象の中でやる事業でございますので、一朝一夕にはなかなか成果が見えないというところだけでも、やはり、事業を継続して認知が上がることによって必ず需要があるから、私もできる協力はさせてもらいたい御意見もいただいております。

令和6年度、本年度になりまして、今、実際に2件の実績がございます。11月にも1件予約が入っているということで、だんだん認知度も広がってくれば、こういった取組も利用されてくるのではないかと考えておりますので、引き続き継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○新井田委員

課題も見えつつも、まだ始まったばかりということで、これからというところであります。

質問は以上となりますけれども、やはり人口減少対策として一つの大事な移住という部分で聞かせていただきました。続けて、結果に結びついている部分、そして、見直して振り返って課題を抽出することをやられているかとは思いますが、さらに重ねていただいて、限られた予算の中で令和5年度の移住者が増えているという結果が、今

まで事業を進めてこられた結果であると感じております。移住者に住み続けていただけるよう期待を寄せるところ
であります。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後3時05分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井委員

◎市職員について

まず、市職員の会計年度任用職員についてお伺いいたします。

職員の再度の任用について、まず、2020年度の制度導入時にはどのような運用であったのか、お尋ねいたします。

○（総務）職員課長

再度の任用の扱いでございますが、2020年度から会計年度任用職員制度を導入いたしました。その導入時におき
ましては、国から示されていた国の期間業務職員というのがあるのですが、その例に準じまして、公募によらない
再度の任用は2回、トータルで3年までとし、それ以降、再度任用する場合は公募を経ることと整理しておりました。

○酒井委員

国の例に準じて、公募によらない再度の任用は2回、トータルで3年までということでありました。

それでは、2023年度からの運用ではどのようになったのでしょうか。

○（総務）職員課長

2023年度の運用としましては、再度任用が検討される方というのは通常、長期というか、6か月以上任用期間が
あるということがほとんどかと思いますが、その6か月以上任用期間がある会計年度任用職員は人事評価の対象と
しております。

その人事評価によりまして勤務状況が良好と認められ、十分な能力実証が得られたという会計年度任用職員につ
きましては、先ほど言った2回、3年というのを超えても、公募によらずに再度の任用を可能とするということで
取扱いを見直したところでございます。

○酒井委員

ひとまず、よかったと思います。

ところで、どういった職種が会計年度任用職員になっているのか、お尋ねいたします。

○（総務）職員課長

様々なのですが、よくある一般的な事務補助のほか、保育士、看護師などの免許資格職、それから、放課後児童
クラブの支援員、生活支援課の就労指導員、図書館等の館長などが主な職種としてはございます。

○酒井委員

それでは、性別の割合ではどうでしょうか。

○(総務)職員課長

令和5年度の決算ということで、令和5年度最後のほうの令和6年3月1日現在の状況でお答えいたしますが、男性が15.7%、女性が84.3%でございました。

○酒井委員

同様に、昇給はどのようになっているのでしょうか。

○(総務)職員課長

昇給というか、経験年数を得たら格付を高くするということなのですが、12か月を経験しましたら、それ以降、再度任用される際に1号俸高くなる。最大で、最初の号俸に比べるとプラス6号俸まで高くなるとしております。

○酒井委員

それでは、1号俸から6号俸では、どれくらい昇給するのか、職種と金額を示していただきたいと思います。

○(総務)職員課長

代表的というか比較的人数が多いということで、パートタイムの事務補助の令和5年度の額を例としてお答えさせていただきます。採用時の額というのが日額6,300円となります。これが6年たって6号俸プラスとなりますと、日額で6,760円まで上がりまして、日額でいうと460円の差、仮に月20勤務したとしますと、20を掛けまして、月額だと大体9,200円上がるという形になります。

○酒井委員

ところで、勤務成績が良好な職員については、再び公募によらず再度の任用が可能だということでもありますけれども、どのように勤務成績が良好かと、能力の実証をしているのでしょうか。

○(総務)職員課長

先ほども申し上げましたとおり、6か月以上の任用期間があるという会計年度任用職員は人事評価を行っておりますが、これが評価としては、能力評価と業績評価というものにそれぞれ分けて職員と同じように行っております。それぞれ高いほうから記号をつけて、SS、S、A、B、Cという5段階で所属長が評価いたしまして、これで能力評価と業績評価が共にA以上ということであれば、勤務状況が良好と扱っております。

○酒井委員

A以上ということですので、よほどのことがなければ大丈夫なのかと、そういった感想を持ちました。

それでは、実際に再び公募によらず、再度任用されたのはどれだけあったのでしょうか。先ほど免許資格職ということで紹介されていましたが、免許資格職とそういったものが必ずしも必要ないとした職と差はあると思いますけれども、いかがでしょうか。

○(総務)職員課長

令和5年度に取扱いを見直しまして、令和5年度から令和6年度に向けての再度任用というのが最初のケースになったのですが、免許資格職以外の方で任用されて、まだ1年目という方が、その評価の結果で再度任用されなかったというケースが1名あったのですが、そのほかの方につきましては、この免許資格職がどうかということにかかわらず、再度任用を希望した方の全員が公募を経ずに再度任用されたとなっております。

○酒井委員

1名の方以外はということで、あとはもう希望すればということで、本当によかったと思います。

ところで、国の会計年度任用職員制度の事務マニュアルによりますと、産休ですとか育休取得を理由に再度任用しないことは認められません、妊娠中の場合も同様ですと示されております。

本市ではどのようになっているのでしょうか。

○(総務)職員課長

こちらは年度替わりの時期に、もし産休ですとか育休中であったとしても、御本人が再度任用を希望して、

産休等以外の期間における勤務状況がありますから、その勤務状況が良好であれば、公募を経ずに再度任用としております。

○酒井委員

何でこんなことを質問したかといいますと、ある都道府県がこうした産休や育休取得を理由に任用しないという例があったからであります。本市の場合はきちんとやられているということで、安心いたしました。

非正規雇用を理由とする賃金、労働条件の差別が社会問題となっているわけでございます。非正規労働者には女性が多いと。そこで、雇用形態を通じたジェンダー不平等、女性差別にもなっているということが言われております。

本市での非正規雇用が会計年度任用職員であります。職員の処遇を改善するとともに、継続的に必要な仕事をする職員は正規雇用とすることを強く求めたいと思います。いかがでしょうか。

○(総務)職員課長

まず、会計年度任用職員の処遇改善ということについてですが、こちらは現在でも給料表は正規職員に準じております。それと、給与改定ですとか、期末勤勉手当の取扱いなどにつきましても、正規職員に準じるようにということで国から通知されておりますので、今後、正職員に準じた取扱いとするように改善に努めてまいりたいと考えております。

また、正規職員にというお話がありましたが、業務量が正規職員1人分に満たない場合ですとか、それから、正規職員の育児休業等の代替とする場合などに会計年度任用職員を今、任用しております。業務量などを踏まえながら、正規職員、会計年度任用職員いずれにしましても、必要な箇所に必要な職員を適正に配置してまいりたいと考えております。

○酒井委員

次に、人材育成についてお伺いいたします。

事務執行状況説明書を拝見いたしました。職員研修について、2023年度の受講者が増加している。特に、特別研修の受講者数が増加していると私は感じました。

それでは、2020年度から2023年度までの職員研修の件数と受講者数をお示し願えますでしょうか。

○(総務)職員課長

事務執行状況説明書の区分が基本研修、特別研修、派遣研修という区分で記載しておりますので、その区分ごとにお答えさせていただきます。

まず、基本研修というのが、令和2年度が8件で268名受講しております。令和3年度が同じく8件で233名、令和4年度が同じく8件で256名、令和5年度も同じく8件で282名です。

次に、特別研修ですが、令和2年度が6件で118名、令和3年度が11件で285名、令和4年度が12件で510名、令和5年度が20件で1,193名となっております。

最後に、派遣研修ですけれども、こちらが令和2年度が27件で43名、令和3年度が32件で56名、令和4年度が29件で54名、令和5年度が32件で54名です。

○酒井委員

やはり2023年度の特別研修の受講者が多かったわけなのです。どのような理由で増加したのでしょうか。

○(総務)職員課長

令和5年度が確かに増えているのですけれども、令和2年度から令和4年度までの間がいわゆるコロナ禍ということがありましたので、研修の開催を控えたりとか、受講者の人数制限をしているものがあったのですが、令和5年度からは5類になったということがありましたので、コロナ禍以前の規模で開催したほか、あと、最近は、パソコン操作の研修というのを行っていなかったのですが、エクセル操作に関する研修というのを令和5年度から開催

したこと、それから、職員の市民の皆さんへのおもてなし力の向上ということを目指して、この市役所で経済産業省が創設した、おもてなし規格認証の取得を目指すということに今取り組んでおりますけれども、それを見据えたセミナーというのを令和5年度から開催したことが大きく増えた理由になっております。

○酒井委員

決算年度において、このような職員研修について、件数、また受講者数を増やしていくおつもりだったのか、それとも現状維持をしていくというおつもりだったのか、伺いたいと思います。

○（総務）職員課長

基本的にその研修の計画というか、どういうものやっていくかという部分については前年までとそんなに大きく変わるものではなかったのですが、先ほども申し上げました新型コロナウイルス感染症が5類になるということで、受講者数を制限していたものを、コロナ禍以前の規模で開催したいという考えもありまして、実際にそれで開催数ですとか受講者数も増えたという状況でございます。

○酒井委員

それでは、こういった方針に基づいて本市職員の人材育成を行ったのでしょうか。

○（総務）職員課長

人材育成の根拠ということになるかと思うのですが、こちらは小樽市人材育成基本方針がございまして、その中で職員の自己啓発、職場研修、職場外研修ということで三つの柱として人材育成、研修に取り組むということを掲げております。

それを踏まえまして、各年度、各部における職場研修ですとか、私ども職員課で主催する職場外研修をどういう内容で行うかということの計画を立てまして、これまで人材育成に取り組んできたところでございます。

○酒井委員

中身について確認いたしました。研修についても、職員アンケートが紹介されておりましたけれども、決算年度においてかなり変わっていると思います。

私自身、実感として変化していると感じますけれども、所感をお聞かせください。

○（総務）職員課長

今おっしゃった職員アンケートですが、これは平成29年に実施したものでありまして、そこからするともう6年以上が経過しておりまして、その間、DXなどの新たな課題が出てきたりですとか、若い世代の仕事に対する意識の変化、働き方改革などもございましたので、やはり、研修などの人材育成の在り方ですとか、職場環境といった部分で見直しをしていかなければならないと感じたところでございます。

○酒井委員

ところで、小樽市人材育成基本方針は2007年に策定されました。その後、改定されましたが、それはいつでしょうか。

○（総務）職員課長

人材育成基本方針の直近の改定は、平成30年度ということになりますが、今申し上げた課題などがありまして、国からも各自治体において人材育成ということに加えまして、人材確保、職場環境整備といった観点から基本方針の見直しを行う際の留意点が示されました。

そういったこともありまして、本市の人材育成基本方針につきましても改定案を作成いたしまして、先日の第3回定例会の常任委員会では、その改定案をお示ししたところでございます。

○酒井委員

2018年度に改定し、現在、改定案を策定したということで、今年度に改定したら6年ぶりとなりますけれども、2018年度の改定当時は、おおむねいつぐらいまでの活用を考えていたのでしょうか。

○(総務)職員課長

その当時に、いつぐらいまでだったかということは明確ではないのですが、最初に平成19年度に策定しまして、10年を過ぎた、平成30年度で直近の改定を行ったということでございましたので、長くても10年ぐらいというような想定だったのかと思うのです。

ただ、あくまでも、それは状況等の変化により改定の必要が生じたら改定するということであったとは考えております。

○酒井委員

昨今の社会経済情勢の急激な変化やDXなど、今までなかったことが激増していると思います。

決算特別委員会ですから今後のことは聞きませんが、人材育成基本方針を改定し、しっかりと人材確保、人材育成、職場環境整備に取り組んでいただきたいということを意見として述べさせていただきたいと思います。

◎教育について

次に、教育について伺います。

まずは、健康対策についてであります。

昨年は、熱中症で病院に運ばれる人が増加しておりました。強い日差しに見舞われて、道内でも35度以上の猛暑日を観測した地域が少なくありませんでした。気温の急上昇は体に大きな負担です。特に学校や図書館など、特別な配慮と注意が必要だと思います。気候変動の影響で災害級の危険な暑さが繰り返される中、児童・生徒の命が失われないようにするため、本市も危機感を持って対策を強化することが重要となっております。

まず、健康対策について伺います。

教育委員会として、昨年の暑さについてどのような感想をお持ちになりましたか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

昨年の暑さにつきましては、例年であれば涼しくなる8月下旬の23日から26日まで4日連続で熱中症警戒アラートが後志地方に発令されるなど、例年にない暑さであったと認識しております。

○酒井委員

教室の暑さについてであります。

教育委員会は教室の暑さをどのように把握されたのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

教室の暑さにつきましては、各小・中学校の協力の下、7月12日から8月31日までを調査期間といたしまして、教室の最高温度のデータを収集して暑さを把握いたしました。

○酒井委員

各学校の室温のデータを収集したということであります。どのような特徴があったのか、お示してください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

各学校の教室における調査期間中の最高温度を見ますと、30度台であった学校が1校、31度台が1校、32度台が5校、33度台が4校、34度台が7校、35度台が9校、36度台が2校となっていたことから、教室の中も厳しい暑さであったということが特徴でありました。

○酒井委員

36度台が2校というのを聞いて、改めてすさまじいと感じたわけであります。

各学校の調査で、全て30度を超えた日があったということであります。ほかに特徴があれば示していただけますでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

昨年の令和5年8月25日と31日において、全ての小・中学校で教室の最高温度が30度を超えていたことも特徴で

ありました。

○酒井委員

これまでの各小・中学校で実施している熱中症対策の取組はどのようになっているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

昨年度までの各学校における熱中症対策の取組につきましては、扇風機、サーキュレーター、冷風機の使用、窓を開けての換気、児童・生徒各自が水筒を持参しての小まめな水分補給をすることなどに加えて、暑さ指数が31度以上となった場合には、体育の授業を中止し、別日に実施することなどの対応をすることとしております。

○酒井委員

昨年度の総合教育会議におきまして、水分補給では限界、室温だけでなく暑さ指数が重要となる、全ての学校に設置されていない暑さ指数計を配備してほしいといった趣旨の発言が委員からありました。

実際はどのようになったのか、お示ください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

熱中症対策には、暑さ指数の把握が重要であると考えておりますので、暑さ指数計を全小・中学校に複数台配置しております。

○酒井委員

同様に総合教育会議の中では、図書館はクーリングシェルターとして冷房を設置をとの発言がありました。実際はどのようになったのか伺います。

○（教育）図書館副館長

図書館につきましては、令和5年第4回定例会補正で予算化されまして、今年7月初旬、児童・生徒の集まる児童室や学習室に加え、イベント等で人の集まる視聴覚室に冷房を設置いたしました。

現在、クーリングシェルターの指定とはなっておりませんが、市民の皆様の暑さ対策のためにイベントのないときは視聴覚室を一般に開放しておりまして、このことにつきまして周知を図り、市民に御利用いただいた結果、今年の夏については涼しいと好評いただいております。

○酒井委員

普通教室には業務用エアコンが設置されて本当によかったのですがけれども、体育館や特別教室にはついておりません。

猛暑による熱中症への対策として、私は体育館に空調設備を整備する必要があると思いますけれども、教育委員会としての認識はいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

体育館への空調設備の設置につきましては、各小・中学校の体育館には大型送風機に加え、移動可能なスポットクーラーを複数台配置するとともに、体育の授業は可能な限り午前中の涼しい時間帯に実施しているほか、暑さ指数が高い日には体育をほかの授業に振り替えるなどして暑さ対策を行っている学校もあるということを承知しておりまして、まずは今年の夏の学校の状況を把握してまいりたいと考えております。

○酒井委員

これも決算なので質問しませんが、各学校に協力してもらって、体育館の室温のデータを収集することもあり得ることではないかと思っております。引き続き、児童・生徒の健康対策をしっかり行っていただきたいと思っております。

次に、教員の働き方改革について伺います。

教職員の長時間労働が社会問題となっております。政府も教員の長時間勤務の早急な是正を掲げました。しかし、実態はあまり変わっていないということが問題であります。

国の教員勤務実態調査によれば、教員は月曜から金曜まで毎日平均で12時間近く働き、休みのはずの土日も働いています。副校長や教頭、こういった方の勤務はさらに苛酷であります。学校では誰かが午前2時に退勤して鍵を閉め、別の教員が午前6時に出勤する例が報道されておりました。

では、2022年度の職種別、時間外在校等時間をそれぞれお示しください。

○（教育）教育総務課長

令和4年度の職種別の一月当たりの平均の時間外在校等時間につきましては、小学校・中学校別で御説明させていただきますと、小学校で校長が35時間2分、教頭が66時間5分、主幹教諭が45時間6分、教諭が24時間33分、養護教諭が17時間1分、それから事務職員が16時間55分となっております。

中学校につきましては、校長が31時間17分、教頭が69時間24分、主幹教諭が56時間51分、教諭が27時間1分、養護教諭が14時間57分、事務職員が17時間43分となっております。

○酒井委員

2023年度も調査されていれば、同様にお願いします。

○（教育）教育総務課長

令和5年度の職種別の時間外在校等時間でございます。こちらも一月当たりの平均の時間となります。

小学校の校長で35時間34分、教頭で72時間9分、主幹教諭で50時間25分、教諭で23時間58分、養護教諭で14時間26分、事務職員で19時間6分。

中学校になりまして、校長が33時間48分、教頭が67時間27分、主幹教諭が47時間46分、教諭が26時間22分、養護教諭が16時間21分、事務職員が21時間11分となっております。

○酒井委員

驚くべき数字だと思うのです。72時間と、逆に悪化してしまっているわけなのです。

それでは、これまでの小樽市立学校における働き方改革の計画はどのようになっているのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

小樽市立学校における働き方改革行動計画というものを策定しておりまして、現在令和6年8月に策定した第3期が最新のものとなっておりますが、昨年までの期間につきましては、第2期が令和3年度から5年度までというものになっておりました。

こちらの中では、目標を教育職員の時間外在校等時間を1か月45時間以内、1年間で360時間以内にするとしておりました。

また、具体的な取組といたしましては、本来担うべき業務に専念できる環境の整備ということで、働き方改革の手引きの積極的な活用でありますとか、ICTを積極的に活用した業務等の推進、校務支援システムの導入促進、部活動指導に関わる負担の軽減、教育委員会による学校サポート体制の充実ということでメンタルヘルス対策の推進や調査業務等の見直し、教頭への支援などを具体的な取組として掲げていたところでございます。

○酒井委員

いろいろな取組について示されたわけでありますけれども、結局のところ教頭については66時間から72時間という形で逆に悪化してしまったということは、やはり大きな問題ではなかったかと思います。

ところで、校務支援システムが全校に導入されたということでもございました。

それでは、教頭の業務ではどういったことが負担となっているのか、お示しください。

○（教育）教育総務課長

教頭の業務につきましては、管理職ということもありまして、多岐にわたるところがございまして、これということでお示しするのはなかなか難しいところではございますが、一部の例といたしましてお話しさせていただきますと、毎日の業務の中であるものとしては、保護者から来る欠席連絡というもの毎朝受けることが多くなっており

ます。

こちらにつきましては、教頭なりが連絡を電話やメール等で受けて、それを担任の教員にお伝えするというような業務をしております、こちらは朝の時間帯に集中して行われるので、大変な業務であるということではお伺いしております。

○酒井委員

総合教育会議では、職員室に校務支援システムと連動した大型モニターを設置、保護者連絡ツールの導入、こういったことを求めた委員がいらっしゃいました。実態はどうだったのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

総合教育会議では、今お話のあったとおり、大型モニターや連絡ツールについて検討などをするというところでお話しさせていただいておりましたが、実際には令和 6 年度からになります、保護者との連絡ツールを導入することとなっているところでございます。

○酒井委員

結局 t e t o r u だけだったわけであります。

確かに教頭の業務負担軽減につながるとは思っております。しかし、必ずしも教員の時間外勤務解消にはつながらないのではということであります。

教員定数を初めて法律で定めたのは、1958 年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律です。「学校経営」1958 年 7 月号では、「1 週 24 時限をもって標準とした。」「したがって、1 日平均 4 時限となるが、これは 1 日の勤務時間 8 時間のうち、4 時間（休憩時間を含み）を正規の教科指導にあて、残りの 4 時間を教科外指導のほか、指導のための準備整理、その他校務一般に充当するという考えである」と書かれております。

結局のところ、学校週 5 日制を教員増なしで行ったことが、教員の長時間勤務の原因だったのではないのでしょうか。その後、国の標準、学習指導要領を上回る通知を出し、標準自体もゆとり見直しの号令の下に増やしたことで、教員の長時間勤務に拍車がかかったのではないのでしょうか。本市の所感を伺います。

○（教育）教育総務課長

先ほど申し上げたとおり、教職員の時間外が非常に多いという現状は私どもも把握しております、これは改善していかなければならないと考えております。現在、小樽市立学校における働き方改革行動計画の第 3 期計画を策定いたしまして、こちらの取組を進めていく中で、長時間労働の解消を図っていきたいと考えております。こちらの中では、ICT を活用しながら校務の効率化を推進していくということで、校務支援システムが導入されていること、それから保護者との連絡ツールが導入されていることなどからも少しずつ改善していきたいということで考えております。

また、コミュニティ・スクールなどの導入も図っておりまして、保護者と地域との連携、協働ということで、こちらについても取組を進めていきたいと考えております。

また、授業の見直し等はなかなか取捨選択が難しい部分もございますが、学校でそういう授業の取捨選択なども行いながら、教職員の時間外勤務の縮減に努めていきたいと考えているところでございます。

○酒井委員

学校給食について伺いたいと思います。

子供にかかるお金の負担感は大変大きいです。中でも給食費の負担は大きいです。一方で、食材費も高騰しており、給食費は今後どうなるのかという問題でもあります。

それでは、全国的な食材費等物価高騰の現状をどのように捉えられているのか、2021 年からの 3 年間、4 月、8 月の食材の上昇率をお示してください。

○（教育）学校給食センター所長

消費者物価指数の食料の前年同月比で、全国と北海道でそれぞれお答えしたいと思います。

令和3年4月は、全国で1.2%の減、北海道では増減なし、8月は全国で1.1%の減、北海道で0.4%の増。令和4年4月は、全国で4.0%の増、北海道で4.6%の増、8月は全国で4.7%の増、北海道で5.4%の増。令和5年4月は、全国で8.4%の増、北海道で9.0%の増、8月は全国で8.6%の増、北海道で9.2%の増となっております。

○酒井委員

全国及び本市の給食費の現状はいかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター所長

文部科学省の令和5年度学校給食実施状況等調査による全国平均月額では、小学校で4,688円、中学校で5,367円で、本市の平均月額は、小学校で4,180円、中学校で5,020円となっております。

○酒井委員

道内他都市の2023年度の食材高騰対策の状況はどうでしょうか。

○（教育）学校給食センター所長

道内人口10万人以上の九つの市の状況でお答えいたします。

本市を含め八つの市で食材費高騰に対する助成を行っていると聞いております。

○酒井委員

総合教育会議では、4か月無償は本当に助かったという声を聞いていると。新年度はお金がかかるので、年度替わりの月から次年度以降も学校給食に何らかの支援をといた趣旨の発言をしておりました。

では、これまで本市ではどのような取組をされたのでしょうか。

○（教育）学校給食センター所長

これまで実施した給食費への支援につきましては、令和4年度は、給食食材費高騰分を助成する学校給食原材料費等支援事業と、12月から3月までの4か月間、給食費の保護者負担分を無償化する学校給食費保護者負担軽減事業を実施しました。

令和5年度も同様に、給食食材費高騰分を助成する学校給食原材料費等支援事業と、9月から12月までの4か月間、給食費の保護者負担分を無償化する学校給食費保護者負担軽減事業を実施してまいりました。

○酒井委員

委員の趣旨としては、年度替わりのときはお金がかかるのではという話があったので、4月から4か月無償化してほしいということだったと私は捉えました。

また、他都市の状況でも、こうした食材高騰に係る部分の対策などには、臨時交付金の活用だけではなく一般財源で助成しているといった例もあるわけであります。

決算年度において一般財源で助成するというお考えはなかったのかどうか、お伺いいたします。

○（教育）学校給食センター所長

令和5年度における学校給食原材料費等支援事業と学校給食費保護者負担軽減事業につきましては、いずれも臨時交付金の活用が可能でありましたことから、一般財源での助成は考えておりませんでした。

○酒井委員

日本共産党は、毎年の要望で学校給食費の完全無償化を求めています。子供の負担感を減らすにはどうすればいいかということをやはり、真剣に考えるべきだということを意見として述べて、質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎創業支援事業費について

まず、創業支援事業費について伺います。

昨年度の各会計決算説明書で主要事業が出ていました。人口対策の中の雇用・所得の創出では、空き店舗対策支援事業費、創業支援事業費がありました。

空き店舗対策支援事業費では、既存事業者が空き店舗を活用して店舗の開設や増設・拡張などをする場合に、店舗家賃の一部や内外装工事費を支援とあり、創業支援事業費は一定の要件に該当する新規創業者に対し、事務所等の賃貸料や内外装工事に関する費用等を補助とあります。

それについてお尋ねいたします。

まず、創業支援事業費はいつから行われていますか。改めて、この事業の目的をお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

本事業は、平成27年から始まったものでございます。市内で創業する方に対して、創業当初の支払いの負担の軽減を図るほか、市外在住者の転入、市内居住者の転出抑制、市内業者との取引拡大を図り、本市経済振興に資することを目的として始めたものでございます。

○下兼委員

それでは、昨年度の交付件数は16件でしたけれども、どのような業種の方々が開業されておりましたでしょうか、お聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

昨年度の交付件数16件のうち主なものとしては、飲食関係、美容関係、宿泊施設などとなっております。

○下兼委員

それでは、申請はしたものの、交付にまでは至らなかったケースもあるかと思います。昨年度の申請件数をお聞かせください。

さらに、申請を開始してから交付までに至らなかった場合の要因にはどのような事例があったのか、お聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

昨年度の申請件数は、交付件数と同数の16件となっております。

申請されて交付まで至らなかったものでございますが、過去にございまして、申請者側の御都合によって交付にまで至らなかったというケースがございました。

○下兼委員

私も小樽市の中心街、小樽都通り商店街や小樽サンモール一番街商店街をたまに歩くこともありますが、やはり残念なことに空き店舗が目立ちます。私が若い頃に行ったお店がそのまま残っているという、そんな小樽都通りの風景もまだ今に残っていると思うと、何かとても寂しい気持ちになってしまいます。かつてのにぎわいを少しでも取り戻していただきたいと大半の小樽市民も思っておりますし、それは観光客の皆さんにとってもよいことなのではないかと思います。

それでは、補助対象者の要件の中で「本市創業支援等事業計画に基づく認定特定創業支援等事業による支援、又はそれと同程度であると市長が認める支援を受けていること。」とありますけれども、この認定特定創業支援等事

業とはどのような事業なのでしょうか。そして、この事業が要件に入る理由をお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

認定特定創業支援等事業でございますが、国に認定されました創業支援等事業計画等における創業支援のうち、経営、財務、人材育成、販路拡大、販路開拓に関する知識の全ての習得が見込まれる支援を創業希望者に対して行う事業でございます。小樽市では市が主催しております小樽商人塾、小樽商工会議所が行っておりますワンストップ相談窓口が該当することになっております。

補助要件としている理由でございますが、事業を始めたからには簡単にやめていただきたくないということ、そして、長く小樽市内で事業を続けていただきたいという思いもございます。また、市だけではなくて、金融機関なども創業について学ぶことはもちろん、事業計画や資金計画の作成、こういったことが事業を継続していく上で非常に重要なことであると考えているところでございます。

○下兼委員

小樽市でお店を開業したいという強い思いで申し込まれる方が多いと思います。しっかりと皆様方でサポートして、そして支えていただいて開業していくという道筋ですね。

さらに、商店街に加入し、推薦を得ることが要件になっておりますが、この理由もお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

創業支援補助金は、小樽市内全域のどこで開業されても構わないのですけれども、特に商店街等で開業を希望される方につきましては、やはりその商店街の既存事業者とともに商店街の活動、にぎわいづくりにも参加していただきたいということから、加入、推薦を要件として課しているところでございます。

○下兼委員

外から入ってきて分からないこと、そして不安なことがあったりしたら、やはり、その商店街の皆様方のサポートも大切なのではないのでしょうか。

それでは、この事業が開始され、そして支援を受けられ、現在も継続している店舗は何割ほどありますでしょうか、お聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

令和5年度末の時点で申しますと、約9割の事業者が営業されているところでございます。

○下兼委員

やはり皆さんの気持ちと、そして周りのサポートの成果だと思います。

それでは、この事業を受けられた方々からの意見や相談、そして要望などがありましたらお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

相談で来られる皆様方からの多くの意見といたしましては、やはり創業時については、いろいろと経費がかかる部分もございます。家賃ですとか、内外装工事といった部分で小樽市では補助してございますので、非常にありがたいという声をたくさんいただいております。

○下兼委員

自分がやりたいことに向かって夢に向かっていくというのには、どうしても金銭的な不安ともありますので、これからもこの事業を続けていただきたいと思います。

◎空き店舗対策支援事業費について

次に、空き店舗対策支援事業費についてお尋ねいたします。

同じく、この事業はいつから行われていますでしょうか。そして、改めてこの事業の目的をお聞かせください。

○（産業港湾）鈴木主幹

本事業につきましては、平成22年度から行われているものです。

事業の目的といたしましては、既に事業を行っている中小事業者が中心商店街または市場において、空き店舗を活用して店舗の開設または拡張する場合に、経費の一部を助成することで中心市街地への出店を促し、空き店舗の解消につなげ、商店街や市場の活性化を図るものです。

○下兼委員

それでは、昨年度の対象者は5名でした。平成30年度から令和4年度までの対象となった人数をお示しください。

○（産業港湾）鈴木主幹

平成30年度は1人、令和元年度は1人、令和2年度は3人、令和3年度は2人、令和4年度は3人となっております。

○下兼委員

この時期はコロナ禍ということもありまして、皆様、やろうかと思っても少し控えていた部分があったのではないかとというのが数字に表れているのではないかと思いますけれども、昨年度は5人ということで、また復活して、たくさんの方々に頑張っていただきたいと思っております。

それでは、本市では昨年度から助成対象事業者及び対象区域を拡大したとのことですが、拡大した内容をお聞かせください。

○（産業港湾）鈴木主幹

本事業の助成の内容としまして、家賃助成と内外装工事費助成がございますが、まず、家賃助成につきまして、これまで市内の事業者のみを助成対象としておりましたが、新たに市外の事業者も店舗の開設、拡張、移転の際に対象となる区域が花園銀座、小樽サンモール一番街、小樽都通り、小樽都通り梁川の中心4商店街から14商店街及び6市場へ拡大しております。

次に、内外装工事費助成につきまして、店舗の開設等の際に対象となる区域が中心4商店街だったものが、稲穂大通商店会、小樽公園通り商店街、花園銀座三丁目商店会を追加し、中心7商店街へ拡大しております。

○下兼委員

どうしても中心街になってしまうのではないのかというのは少し残念なところではありますが、でも、中心がにぎわえば、それに波及して多くのところに波及していくのではないかと期待しております。

内外装工事費助成は中心7商店街に限られております。それはどうしてなのでしょう、お答えください。

○（産業港湾）鈴木主幹

委員もおっしゃいましたが、本事業につきましては、もともと中心市街地における空き店舗対策として実施しているものですが、内外装工事費助成につきまして、従来の対象としていた中心4商店街に加えて、隣接する稲穂大通商店会、小樽公園通り商店街、花園銀座三丁目商店会を追加することで、梁川通りから花園3丁目付近までを一つの区域として捉えまして、内外装工事費の助成により、中心市街地のさらに中心と言えるこの区域への出店を促しまして、空き店舗の解消を図ることを目的としたものです。

これまで空き店舗助成の相談に来られた方や新たに追加した商店街団体からの要望等も受けていたことから拡充したものであります。

○下兼委員

お店が戻ってきてほしいという商店街の皆さんの希望が表れているんですね。

ですが、小樽市全体を見ますと、やはり住宅地などには買物ができるお店も少なくなり、そのまま空き店舗になっている地域もたくさんあるかと思います。

中心部の空き店舗の活用もとても大事なのですが、小樽市内には気軽に買物に行けない高齢者の皆様がいいます。中心部以外にも活用できる空き店舗の利用もお考えいただけたらと思います。

◎要配慮者の把握等について

次に、要配慮者の把握についてお伺いいたします。

令和5年度事務執行状況説明書によりますと、避難行動要支援者名簿登録者等が5,561人、避難行動要支援者個別計画表作成人数が36人となっています。

そこでお尋ねいたします。これはどのようなガイドラインに基づいて、名簿登録の作成をされているのでしょうか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室北出主幹

東日本大震災を教訓に、平成25年の災害対策基本法の改正により、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方の名簿の作成が義務づけられ、同年に国から発出された避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針により、名簿の作成を行っています。

○下兼委員

それでは、避難行動要支援者の名簿登録制度が開始されたのはいつからなのでしょうか、お答えください。

○（総務）災害対策室北出主幹

本市では、先ほど御答弁いたしました国から発出された取組指針を受け、平成27年度から避難行動要支援者名簿を作成し、毎年、年1回以上の更新を行っています。

○下兼委員

毎年1回ずつ更新されているということで、施設に入所したり、亡くなったりする方もいらっしゃいますので、その数の把握というのは本当に大変だと思いますけれども、お願いいたします。

それでは、小樽市避難行動要支援者避難支援計画が令和5年1月に策定をされました。計画の趣旨の中で、避難行動要支援者は「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者」となっております。

避難行動要支援者名簿の記載事項には個人情報に記載されておりますけれども、名簿の管理はどのようにされておりますでしょうか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室北出主幹

名簿につきましては、データについては市のパソコンで、紙媒体につきましては鍵のかかるロッカーで適正に管理しております。

○下兼委員

それでは、避難支援等関係者となる組織、団体のことをお聞かせください。

また、その組織、団体には登録名簿の提供はされているのでしょうか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室北出主幹

小樽市避難行動要支援者避難支援計画では、小樽警察署、小樽市消防団、民生・児童委員、小樽市社会福祉協議会、自主防災組織、その他市長が認めたものとなっております。

団体への名簿の提供につきましては、小樽警察署、民生・児童委員、小樽市社会福祉協議会、規約があり個人情報保護の規定がある自主防災組織、小樽市消防本部に提供しております。

○下兼委員

それでは、さらに個別避難計画の作成ですけれども、作成、決定までの過程をお聞かせください。

○（総務）災害対策室北出主幹

個別避難計画作成につきましては、避難行動要支援者名簿に登録されている方で、身体に障害をお持ちの方や要介護者などの方で、津波洪水、土砂崩れなどの災害が発生する可能性が高い地区にお住まいの方を優先し、作成を希望された方のお宅に個別に訪問するなど、一人一人の状況に合わせて、避難の際の支援者や避難場所、配慮の方

法などを記載し、作成しております。

○下兼委員

一人一人のところに伺いして作成する大変なお仕事だと思いますけれども、能登半島地震や大雨被害など災害というのが私どもの身近なものになっていると思われしますので、ぜひともその計画を進めていただきたいと思います。

それでは、昨年度に2回行った小樽市避難行動要支援者避難支援計画庁内検討会議の内容をお聞かせください。

○(総務)災害対策室北出主幹

昨年2回、8月25日と10月10日に開催しておりまして、8月25日の関係課長会議では、報告事項としましては、避難行動要支援者避難支援計画の策定の報告、避難行動要支援者個別避難計画作成の進捗等及び今後の進め方、議題としましては、今後において、避難行動要支援者個別避難計画作成に当たっての手法の方向性などを協議しております。

10月10日の関係部長会議では、課長級の会議を受けて報告事項や個別避難計画表の作成に当たっての今後の進め方等についての協議をしております。

○下兼委員

先ほどの個別避難計画の作成のことなのですが、計画表の共有と管理はどのようにされておりますでしょうか、お答えください。

○(総務)災害対策室北出主幹

個別避難計画表の共有管理につきましては、作成した計画表を対象者本人と災害対策室で共有し、災害対策室では執務室内で個人情報として適切に管理しております。

○下兼委員

避難行動要支援者を援助する避難支援実施者、また、避難支援の実施に携わる関係者の避難支援等関係者では、どのような役割の違いがあるのでしょうか、お聞かせください。

○(総務)災害対策室北出主幹

避難行動要支援者を援助する避難支援実施者と避難支援の実施に携わる関係者の避難支援等関係者の役割の違いにつきましては、小樽市避難行動要支援者避難支援計画の全体計画の中で、避難支援実施者は対象者の避難行動を実際に援助する役割、避難支援等関係者は、地域の消防団、警察署、民生・児童委員、小樽市社会福祉協議会や自主防災組織など、対象者の個別避難計画の作成に当たって避難全般を支援する役割と整理しているところであります。

○下兼委員

皆さんそれぞれの役割がありますけれども、その支援を求めている方々にしっかりと寄り添っていただきたいと思います。

この避難行動要支援者には、日頃からどのような支援が必要だと思われるでしょうか、お聞かせください。

○(総務)災害対策室北出主幹

避難行動要支援者に対する日頃からの支援につきましては、まずは自助の基となる意識啓発や正確な情報の入手に関する支援を行うとともに、共助の基となる地域の自主防災組織の結成や防災活動の推進、個別避難計画の作成のための支援などが必要と考えており、併せて公助の一環として、避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画作成の支援を避難支援等関係者と連携しながら進めていくことが必要と考えております。

○下兼委員

避難訓練とか自主防災組織のある地域、ない地域もありますけれども、やはりこれは進めていっていただかなければならないと思います。

○高橋委員

◎業務の新設と廃止について

まず、事業の新設や廃止等に関して幾つか伺います。

昨今、行政に対するニーズも多様化していることもありまして、それに応えようとすれば、当然、自治体の業務量というのは増えていくことになります。いわゆる自治体DXなどで業務の効率化を図るという潮流はあるものの、事業の数が多いままだと、どうしても非効率になる部分が否定できないのかと考えます。

その観点から伺ってまいりますが、最初に事業の廃止についてです。

一昨年度と昨年度の事業において、廃止された事業というのはどのぐらいの数があるのかということをお聞かせいただきたいのです。これは法改正などの要因ではなくて、政策的に廃止したものがあればお答えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（財政）財政課長

令和4年度から5年度にかけて、政策的に廃止した事業はございませんでした。

○高橋委員

次に、公共施設等のハード面の整備に関しては、また少し別の考え方をしなければいけないと思うので、ここでフォーカスするのはソフト事業に関してです。

昨年度に新設したソフト事業の中で主なものを挙げていただけますでしょうか。そして、それぞれの予算額、決算額、執行率についてもお示し願います。

○（財政）財政課長

令和5年度の主要事業の中から新規のソフト事業3事業につきまして、予算現額と決算額と執行率をお答えさせていただきます。

まず、移住の促進策として実施しました人口戦略推進事業費は、予算現額が1,234万7,000円、決算額が1,234万3,300円、執行率が99.97%となっております。

次に、企業誘致の推進策として実施しましたサテライトオフィス誘致事業費になります。予算現額が900万円、決算額が891万円、執行率は99%となっております。

最後に、学校教育体制や環境の充実策として実施しました部活動改革推進事業費になります。予算現額は281万6,000円、決算額が144万295円、執行率は51.15%となっております。

○高橋委員

自治体が提供する事業に関してですけれども、地域の方々の福祉向上みたいなことを考えても、極めて重要な役割を果たすわけですが、行政の事業、あるいは制度によって、地域住民の方々の生活の質とか幸福度みたいなものが左右されてしまうため、本市に限らず自治体において、事業の廃止については抑制的であるのかとは思っています。

他方で、時代の変化ですとか地域のニーズの多様化に対応するために、現状の事業を定期的に見直して新しい事業を導入するとともに、効果が薄れた事業を廃止していくと、いわゆる事業の新陳代謝みたいなものも重要であると考えています。

その意味合いでお聞きしますが、市の事業全体を俯瞰して新陳代謝のようなものは意識しているのかということ、選択と集中とよく言われますが、事業新設あるいは廃止に対しての大きな考え方はどうなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

事業の新設や廃止に対しての考え方につきましては、本市は政策的に使える財源が限られている財政状況にあり

ますことから、人口対策をはじめとした諸課題を解決するための新規事業の創設や事業の拡充に必要な一般財源については、既存の事業におけます行政関与の必要性や緊急性、費用対効果などを踏まえた廃止を含む見直しや統合による事業の新陳代謝により捻出することを原則としております。

○高橋委員

新規事業の導入については、地域の課題をしっかりと把握して将来のニーズに応じた施策を立案するということが大切だと思いますし、私も質問を通じて、こうした事業をやっていただきたいということを御提言させていただく身でもありますので、自戒の念も込めて申し上げますが、やはり既存事業の中で役割が重複しているものとか、時代にそぐわないものの見直しについて進めていくことも大事なのかとは認識しているところです。

そこで、次の質問に多少関わるのですが、一般質問で職員の欠員について伺ったこととも関連して伺います。

一般会計における令和5年度末の正規職員の人数、人件費について示していただき、また、人件費を人数で除したとき、つまり割り返したときの職員1人当たりの人件費の平均金額についてもお聞かせいただけますでしょうか。

○(総務)職員課長

令和5年度の正規職員の人件費ということでございましたが、決算書に載っている給与費の資料ですと、会計年度任用職員の分なども入った額になっておりますので、決算書というよりは私どもの手持ちの数字で特別職の場合を除き、それから退職手当も除いた額ということでお答えさせていただきます。令和5年度的人数が1,006名で、金額は少し細かいのですが、72億8,179万2,834円で、平均を出しますと723万8,362円となっております。

○高橋委員

それらの数字について、一昨年度、つまり令和4年度末における人数、人件費そして1人当たりの額と比較してどうなっていますか。

○(総務)職員課長

令和4年度も同じ考え方でお答えいたしますが、人数が983名、額が71億4,454万8,049円で、平均いたしますと726万8,105円となりまして、人数は令和4年度から令和5年度で23名増えているのですが、平均額は逆に2万9,743円下がっております。

○高橋委員

ここで伺うのですが、少し分かりづらくて恐縮なのですが、一昨年度と昨年度の平均給与額の対比、今御答弁いただいたところでありますが、同時期における人事院勧告による給与の改定率、上げ幅を示していただいて、さらにその二つを比較してみたときに分かることをお聞きできたらと思いますが、いかがですか。

○(総務)職員課長

人事院勧告の改定率ということで、本市の令和5年度の人件費の決算の中で、人事院勧告による増分が何%だったというのを算出することがなかなか難しいのですが、令和5年度の人事院勧告そのもので示された中では、民間との給与格差というのが当時0.96%あるということで示されておりましたので、そこに期末勤勉の月数なども上がった部分もありましたので、実際に人事院勧告による増というのは1%超ぐらいだったのかとは考えております。

それもあつたのですが、今申し上げたように、一方で、平均が率だと0.4%ぐらい下がったということになるのですが、この関係ということで申し上げますと、令和4年度は欠員が多くて令和5年度は新規採用職員が多かったということがありますので、それらの結果としまして、いわゆる新陳代謝が進んで、平均額が少し下がったということのほうが大きかったのかとは考えています。

○高橋委員

次は、会計年度任用職員に関してですが、令和5年度の会計年度任用職員の人件費及び人数についてお聞きいたします。

先ほどレクチャーの際にお聞かせいただきましたけれども、私が想像していた以上に数字を出すのが大変かもし

れないということでしたので、分かる範囲で結構ですでお示しいただきたいと思います。さらに令和4年度との対比についても併せてお答えください。

○（総務）職員課長

今、御質問の中にもあったとおり、会計年度任用職員の給与費というのが、私どもの職員課で全部所管しているということではなくて、各課の事業予算などで所管していることもあるもので、全体の状況を把握してお示するというのは少し時間的に間に合わなかったということでお許しいただきたいです。

私ども職員課で予算を所管しております、いわゆる欠員代替の会計年度任用職員を入れた場合の、それに関わる給与等の額と人数ということでお示しさせていただきたいと思います。令和5年度が欠員代替ということで任用した会計年度任用職員が19名で、金額が3,921万94円、4,000万円弱ということでした。

同じ考え方の令和4年度が欠員代替の任用者が33名おりまして、額が6,042万3,980円と6,000万円超ということでしたので、任用者の人数でいうと14名、金額でいうと2,121万円ほど共に減少しているという状況でございました。

○高橋委員

ここまで伺ってきた各種の数字と、市の職員の欠員との関連性について、もう少し御説明いただきたいと思います。

○（総務）職員課長

今、御答弁の中で御説明したとおり、まず、正規職員の決算人数というのが、令和4年度から令和5年度で23名増えているということ。それから、今申し上げた私どもで所管している欠員補充分の会計年度任用職員の給与費の決算人数と金額というのが減少しておりますということで、全てということではありませんが、一定程度の欠員補充という部分では補充されて、職場体制の改善ということはされたと考えているところであります。

○高橋委員

次に、昨年度決算における事業の委託費についてお聞きします。

昨今、全国的にも事務事業等、アウトソーシングが増えているのではないかと推察しますが、例えば、コロナ禍の関係もあるので、2019年度と比較して委託費全体がどうなっているのか、示していただけますか。

○（財政）財政課長

令和5年度決算と令和元年度決算におけます一般会計の委託料総額につきましては、令和5年度が約60億4,400万円、令和元年度が約37億6,800万円で、令和5年度は令和元年度に比べて約22億7,600万円の増となっております。

○高橋委員

では、今お答えいただいた金額等について、本市としての見解をお聞きしたいと思います。

欠員等も勘案すれば、アウトソーシングしないと回らないものとか内製化が難しいみたいなものもあると考えますけれども、その辺りも踏まえて御説明いただきたいと思います。

○（財政）財政課長

5年前と比べまして、令和5年度につきましては、令和元年度にはなかった物価高騰に対応した緊急生活支援給付金の給付事務ですとか、新型コロナウイルス感染症の受診相談センターの運営業務を行うに当たりまして、現在の人員体制では事業を円滑に進めることが難しく、委託化したことなどが増となった要因の一つであったと考えております。

しかしながら、そのような突発的な業務量の増への対応がなかったとしても、今後も限られた人員で行政サービスの多様化、複雑化に対応し、安定的に行政運営を維持する必要があることから、ICTの利活用を含めた既存事業の改善や効率化による職員の作業負担の省力化に加えて、委託化につきましても費用対効果や委託者との役割分担などを考慮しながら進める必要があるものと考えております。

○高橋委員

外部委託した場合の業務の質について、どう評価するのかという点をお聞きしたいと思います。

委託先が提供するサービス、あるいは成果物が契約で定められた基準をしっかりと満たしているかどうか、いわゆるクオリティコントロールみたいなことについてはどのように確認しているのか、評価しているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

また、仮にトラブルが発生した場合の対応や責任の所在について、取決めなどはどのように規定されているのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

外部委託した業務の確認方法についてですが、一般的な例でお答えさせていただきます。

まず、契約を締結する際に、契約書や仕様書の中で委託業務の内容を具体的に明記し、委託者、受託者双方で認識にそごが生じないよう詳細に定めており、サービスの提供について、例えば、清掃業務などでは作業日報や作業月報の提出により作業内容を確認しております。また、成果物が発生する業務委託契約の場合は、契約書に検査及び引渡しという条項を設けており、業務が完了した際には委託者の定める検査を受け、検査に合格したときに成果物の引渡しを受けることになります。

次に、トラブルが発生した場合の対応や責任の所在についての取決めですが、成果物の種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しなかったときに、受託者が委託者に対して負担する契約不適合責任や、秘密情報の管理義務、受託者が適切に業務を遂行せず委託者に損害を与えた場合には、受託者は一切の損害を賠償することなどについて、必要に応じて契約書に定めているところでございます。

○高橋委員

人員の過不足といたしますか、そこを埋めるためにも適切なアウトソーシング、そして、その質の担保みたいなものは行いつつ、この後も職員の欠員をしっかりと埋めていくというところに対して御注力いただければと要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。